平成２２年（フ）第５４４号
秋田市飯島字飯島水尻345番地11
債務者　金　　民子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５５３号
秋田市雄和平尾鳥字中山42番地
債務者　角田　　大
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４２号
茨城県行方市山田3638番地
債務者　齊藤百合子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１５０号
茨城県行方市麻生1084番地２
債務者　大里美津夫
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１３５号
石川県小松市長崎町３丁目14番地３、従前の住所石川県金沢市新保本２丁目637番地　浅香ハイホーム・612号
債務者　池田　勝彦
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第３１１号
長野市大字高田33番地　伝田ハイツＢ棟106号
債務者　玉城　芳子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９９号
長野県上伊那郡箕輪町大字東箕輪769番地20
債務者　大槻　昭治
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第１６０２号
京都府綴喜郡宇治田原町大字南小字岡之薮148番地　14号
債務者　三木よし子（旧姓改泉）
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８１８号
京都市山科区勧修寺東栗栖野町31番地　勧修寺第二市営住宅４棟303号
債務者　中澤めぐみ
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８４６号
京都市中京区壬生朱雀町27番地４　フレア千本三条505号
債務者　浦田　政彦
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８７１号
京都市南区東九条東札辻町14番地３　チコーベルメゾン札ノ辻Ⅱ―206号室
債務者　山﨑　誠史
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８７７号
京都市山科区大宅打明町８番地
債務者　北村　博志
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８８３号
京都府八幡市男山香呂５番地　A41―501
債務者　菊田　町子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８９４号
京都府八幡市男山八望２―C14―502、住民票上の住所大阪府堺市堺区向陵中町６丁７番18号
債務者　太地　　保
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８９６号
京都府八幡市男山金振６番地２　国見マンション１D
債務者　石田　宣恵（旧姓今村）
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９０６号
京都市南区吉祥院前田町２番地49
債務者　長谷川進一
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９２１号
京都府綴喜郡井手町大字多賀小字蛇谷15番地
債務者　粟田多紀子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係